

	<h1>鳥取県公報</h1>	令和6年3月26日（火） 号外第32号
		毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 人委規則	職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則（6）（給与課）・・・・・・・・ 2
	義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則（7）（〃）・・・・・・・・ 3
	職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（8）（〃）・・・・・・・・ 5

# 人事委員会規則

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月26日

鳥取県人事委員会委員長 小 松 哲 也

## 鳥取県人事委員会規則第6号

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（昭和31年鳥取県人事委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(手当の支給の特例)</p> <p>第5条 次に掲げる特殊勤務手当が支給される業務に 給与条例第1条の2に規定する短時間勤務職員（以 下「短時間勤務職員」という。）が従事した場合に おける当該特殊勤務手当の額は、職員の勤務時間、 休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第35号。 以下「勤務時間条例」という。）第2条第3項若し くは第4項又は県費負担教職員の勤務時間、休暇等 に関する条例（平成6年鳥取県条例第36号。以下 「県費負担教職員勤務時間条例」という。）第2条 第3項若しくは第4項の規定により勤務時間が定め られた者にあつてはその者の勤務時間を勤務時間条 例第2条第1項又は県費負担教職員勤務時間条例第 2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をそ れぞれ条例に規定する額に乗じて得た額（その額に 1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨て た額）とし、勤務時間条例第2条第5項又は県費負 担教職員勤務時間条例第2条第5項の規定により勤 務時間が定められた者にあつては人事委員会が別に 定める額とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 夜間学級担当手当</u></p> <p>2～4 略</p>	<p>(手当の支給の特例)</p> <p>第5条 次に掲げる特殊勤務手当が支給される業務に 給与条例第1条の2に規定する短時間勤務職員（以 下「短時間勤務職員」という。）が従事した場合に おける当該特殊勤務手当の額は、職員の勤務時間、 休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第35号。 以下「勤務時間条例」という。）第2条第3項若し くは第4項又は県費負担教職員の勤務時間、休暇等 に関する条例（平成6年鳥取県条例第36号。以下 「県費負担教職員勤務時間条例」という。）第2条 第3項若しくは第4項の規定により勤務時間が定め られた者にあつてはその者の勤務時間を勤務時間条 例第2条第1項又は県費負担教職員勤務時間条例第 2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をそ れぞれ条例に規定する額に乗じて得た額（その額に 1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨て た額）とし、勤務時間条例第2条第5項又は県費負 担教職員勤務時間条例第2条第5項の規定により勤 務時間が定められた者にあつては人事委員会が別に 定める額とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2～4 略</p>

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月26日

鳥取県人事委員会委員長 小 松 哲 也

**鳥取県人事委員会規則第7号**

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

義務教育等教員特別手当に関する規則（昭和50年鳥取県人事委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(義務教育等教員特別手当の月額)</p> <p>第4条 義務教育等教員特別手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める額（職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第35号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第2項から第4項まで又は県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第36号。以下「県費負担教職員勤務時間条例」という。）第2条第2項から第4項までの規定により勤務時間が定められた者にあつてはその額にその者の勤務時間を勤務時間条例第2条第1項又は県費負担教職員勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、勤務時間条例第2条第5項又は県費負担教職員勤務時間条例第2条第5項により勤務時間が定められた者にあつては人事委員会が別に定める額とする。）とする。</p> <p>(1) 条例第16条の8第1項に規定する職員で教育職給料表(2)の適用を受けるもの その者の属する職務の級及びその者の受ける号給（その者が条例第4条第11項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下単に「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるときは、その者の属する職務の級とする。以下同じ。）に対応する別表第1に掲げる額。ただし、職員の特殊勤務手当に関する<u>条例（昭和27年鳥取県条例第39号）第26条の規定による夜間学級担当手当が支給される時（職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（昭和31年鳥取県人事委員会規則第5号）第5条第2項に規定する場合を除く。）にあつては、当該額に4分の3を乗じて得た額とする。</u></p> <p>(2)～(4) 略</p>	<p>(義務教育等教員特別手当の月額)</p> <p>第4条 義務教育等教員特別手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める額（職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第35号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第2項から第4項まで又は県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第36号。以下「県費負担教職員勤務時間条例」という。）第2条第2項から第4項までの規定により勤務時間が定められた者にあつてはその額にその者の勤務時間を勤務時間条例第2条第1項又は県費負担教職員勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、勤務時間条例第2条第5項又は県費負担教職員勤務時間条例第2条第5項により勤務時間が定められた者にあつては人事委員会が別に定める額とする。）とする。</p> <p>(1) 条例第16条の8第1項に規定する職員で教育職給料表(2)の適用を受けるもの その者の属する職務の級及びその者の受ける号給（その者が条例第4条第11項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下単に「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるときは、その者の属する職務の級とする。以下同じ。）に対応する別表第1に掲げる額</p> <p>(2)～(4) 略</p>

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月26日

鳥取県人事委員会委員長 小 松 哲 也

**鳥取県人事委員会規則第8号**

職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

(職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第1条 職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成6年鳥取県人事委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(宿日直勤務)</p> <p>第8条 条例第9条第1項本文の人事委員会規則で定める断続的な勤務は、次に掲げる勤務とする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) <u>児童相談所若しくは鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例(昭和39年鳥取県条例第11号)の規定に基づき設置された施設における入所者等の生活介助等又は児童養護施設における施設の運営に係る助言若しくは指導のための当直勤務</u></p> <p>2 略</p> <p>(時間外勤務を命ずる時間及び月数の上限)</p> <p>第10条の2 任命権者は、職員に時間外勤務を命ずる場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間及び月数の範囲内で必要最小限の時間外勤務を命ずるものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 任命権者は、前項の規定により、第1項各号に規定する時間又は月数を超えて職員に時間外勤務を命ずる場合には、当該超えた部分の時間外勤務を必要最小限のものとし、かつ、当該職員の健康の確保に最大限の配慮をするとともに、当該時間外勤務を命じた日が属する当該時間又は月数の算定に係る1年の末日の翌日から起算して6月以内に、当該時間外勤務に係る要因の整理、分析及び検証を行った後、<u>遅滞なく、その内容を人事委員会に報告しなければならない。</u></p> <p>4 略</p>	<p>(宿日直勤務)</p> <p>第8条 条例第9条第1項本文の人事委員会規則で定める断続的な勤務は、次に掲げる勤務とする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) <u>児童相談所、児童自立支援施設又は鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例(昭和39年鳥取県条例第11号)の規定に基づき設置された施設における入所者等の生活介助等のための当直勤務</u></p> <p>2 略</p> <p>(時間外勤務を命ずる時間及び月数の上限)</p> <p>第10条の2 任命権者は、職員<u>(病院に勤務する医師を除く。)</u>に時間外勤務を命ずる場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間及び月数の範囲内で必要最小限の時間外勤務を命ずるものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 任命権者は、前項の規定により、第1項各号に規定する時間又は月数を超えて職員に時間外勤務を命ずる場合には、当該超えた部分の時間外勤務を必要最小限のものとし、かつ、当該職員の健康の確保に最大限の配慮をするとともに、当該時間外勤務を命じた日が属する当該時間又は月数の算定に係る1年の末日の翌日から起算して6月以内に、当該時間外勤務に係る要因の整理、分析及び検証を<u>行わなければならない。</u></p> <p>4 略</p>

<p>(特別休暇)</p> <p>第16条 条例第16条第1項の人事委員会規則で定める場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、同条第2項の人事委員会規則で定める期間は、同表の右欄に掲げる期間とする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th colspan="2">略</th> </tr> <tr> <td style="width: 70%;"> <p>(12の3) 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(配偶者の子を含む。以下この号において同じ。)を養育する職員が、その子の看護(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして人事委員会が定めるその子の世話をいう。)のため、又はその子に児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援を受けさせるため勤務しないことが相当であると認められる場合</p> </td> <td style="width: 30%; text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <th colspan="2">略</th> </tr> </table>	略		<p>(12の3) 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(配偶者の子を含む。以下この号において同じ。)を養育する職員が、その子の看護(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして人事委員会が定めるその子の世話をいう。)のため、又はその子に児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援を受けさせるため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	略	略		<p>(特別休暇)</p> <p>第16条 条例第16条第1項の人事委員会規則で定める場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、同条第2項の人事委員会規則で定める期間は、同表の右欄に掲げる期間とする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th colspan="2">略</th> </tr> <tr> <td style="width: 70%;"> <p>(12)の3 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(配偶者の子を含む。以下この号において同じ。)を養育する職員が、その子の看護(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして人事委員会が定めるその子の世話をいう。)のため、又はその子に児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援若しくは同条第3項に規定する医療型児童発達支援を受けさせるため勤務しないことが相当であると認められる場合</p> </td> <td style="width: 30%; text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <th colspan="2">略</th> </tr> </table>	略		<p>(12)の3 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(配偶者の子を含む。以下この号において同じ。)を養育する職員が、その子の看護(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして人事委員会が定めるその子の世話をいう。)のため、又はその子に児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援若しくは同条第3項に規定する医療型児童発達支援を受けさせるため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	略	略	
略													
<p>(12の3) 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(配偶者の子を含む。以下この号において同じ。)を養育する職員が、その子の看護(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして人事委員会が定めるその子の世話をいう。)のため、又はその子に児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援を受けさせるため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	略												
略													
略													
<p>(12)の3 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(配偶者の子を含む。以下この号において同じ。)を養育する職員が、その子の看護(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして人事委員会が定めるその子の世話をいう。)のため、又はその子に児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援若しくは同条第3項に規定する医療型児童発達支援を受けさせるため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	略												
略													

(県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第2条 県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成6年鳥取県人事委員会規則第17号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前								
<p>(特別休暇)</p> <p>第15条 条例第14条第1項の人事委員会規則で定める場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、同条第2項の人事委員会規則で定める期間は、同表の右欄に掲げる期間とする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th colspan="2">略</th> </tr> <tr> <td style="width: 70%;"> <p>(12の3) 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(配偶者の子を含む。以下この号において同じ。)を養育する職員が、その子の看護(負傷し、若しくは疾病</p> </td> <td style="width: 30%; text-align: center;">略</td> </tr> </table>	略		<p>(12の3) 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(配偶者の子を含む。以下この号において同じ。)を養育する職員が、その子の看護(負傷し、若しくは疾病</p>	略	<p>(特別休暇)</p> <p>第15条 条例第14条第1項の人事委員会規則で定める場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、同条第2項の人事委員会規則で定める期間は、同表の右欄に掲げる期間とする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th colspan="2">略</th> </tr> <tr> <td style="width: 70%;"> <p>(12)の3 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(配偶者の子を含む。以下この号において同じ。)を養育する職員が、その子の看護(負傷し、若しくは疾病</p> </td> <td style="width: 30%; text-align: center;">略</td> </tr> </table>	略		<p>(12)の3 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(配偶者の子を含む。以下この号において同じ。)を養育する職員が、その子の看護(負傷し、若しくは疾病</p>	略
略									
<p>(12の3) 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(配偶者の子を含む。以下この号において同じ。)を養育する職員が、その子の看護(負傷し、若しくは疾病</p>	略								
略									
<p>(12)の3 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(配偶者の子を含む。以下この号において同じ。)を養育する職員が、その子の看護(負傷し、若しくは疾病</p>	略								

<p>にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして人事委員会が定めるその子の世話をを行うことをいう。) のため、又はその子に児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援を受けさせるため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>		<p>にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして人事委員会が定めるその子の世話をを行うことをいう。) のため、又はその子に児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援若しくは同条第3項に規定する医療型児童発達支援を受けさせるため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	
<p>略</p>		<p>略</p>	

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。